

医療DX推進体制整備について

訪問看護ステーションくすの風では、令和8年4月1日より、訪問看護における医療DX推進の体制について、施設基準を満たしております。

当ステーションの看護師等は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しております。

マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

～ 訪問看護医療DX情報活用加算に伴うウェブサイトの掲示 ～

2024年診療報酬改定に伴い、九州厚生局へ届出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）がオンライン資格確認によりご利用者の保険情報や診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として下記料金を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 5点（50円／月）

本加算の施設基準として次の取組を実施しております。

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費の請求を行っていること。
2. 健康保険法（第3条第13項）に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することについて、当該ステーションの見やすいところに掲示及びウェブサイトに掲載していること。

（個人情報の取り扱いについて）

関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービス以外の目的には使用いたしません。

医療法人樟風会

訪問看護ステーション くすの風